

しょうがいふくし  
障害福祉サービス等

りょう あんない  
利用のご案内



ねん れいわ ねん がつ  
2025年（令和7年）8月

たけはらししょうがいしゃじりつしえんきょうぎかい  
竹原市障害者自立支援協議会





しょうがい ひと そうだんまどぐち  
**障害のある人のための相談窓口**  
 におじょうせいかつ き そうだん  
 ～日常生活の気になることをご相談ください～

たけはらし しょうがい かた そうだん う しやくしょ まどぐち しょうがいぶんや  
 竹原市には障害のある方の相談をお受けするために、市役所の窓口と、障害分野ごとに  
 3つの相談支援事業所があります。

しやくしょ まどぐち  
**市役所の窓口**

ちいきささ すいしんか せいかつしえんがかり  
**地域支えあい推進課 生活支援係**

ふくし サービスなどの各種手続きの窓口です

〒725-8666

たけはらしちゅうおうごちようめ ばん ごう  
 竹原市中央五丁目6番28号

てんわ 電話 (0846) 22-2276

ファックス (0846) 23-0140

E-mail c-sasae@city.takehara.lg.jp



たけはらしほけん  
**竹原市保健センター**

じりつしえんいりよう せいしん せいしんほけんふくしてちよう  
**自立支援医療（精神）・精神保健福祉手帳な  
 どの手続きの窓口です**

〒725-0026

たけはらしちゅうおうさんちようめ ばん ごう  
 竹原市中央三丁目14番1号

てんわ 電話 (0846) 22-4699

ファックス (0846) 22-7158

E-mail kenkou@city.takehara.lg.jp



そうだんしえんじぎょうしょ  
**相談支援事業所とは**

しょうがい かた かぞく かんけいしゃ そうだん う ひつよう じょうほう ていきよう せんもん  
 障害のある方やご家族、関係者からの相談をお受けします。必要な情報の提供や専門  
 きかん しょうがい ふくし サービスの申請や利用のためのお手伝い、福祉用具や住宅改修のア  
 ドバイスなどを行います。

- たと 例えば、
- 不安なことがあった時、どうしたらよいかわからない
  - 障害者手帳、障害年金について知りたい
  - 就職したい
  - 親亡き後が不安 など



そうだんほうほう  
**＜相談方法＞**

てんわ ほうもん らいしょ  
 電話、訪問、来所、メール、FAXにてお受けいたします。

うけつけじかん げつ きん  
 受付時間 月～金 9:00～17:00

ふざい ばあい れんらく  
 不在の場合もありますので、まずはご連絡ください。

そうだん むりよう ひみつ かた まも  
 相談は無料です。秘密は固く守ります。



たけはらししゃかいふくしきょうぎかい ふうれあいふくしそうだん しょうがいじ しゃそうだん  
**竹原市社会福祉協議会 ふれあい福祉相談センター 障害児・者相談**

まいつきだい もくようび  
**毎月第3木曜日 10:00～15:00**

かくそうだんしえんじぎょうしょ たけはらし えき ま  
 各相談支援事業所のスタッフが「竹原市ふくしの駅」でお待ちしております。

そうだん むりよう ひみつ かた まも よやくせい  
 相談は無料です。秘密は固く守ります。予約制です。

れんらくきき たけはらししゃかいふくしきょうぎかい  
 連絡先 (0846) 22-5131 竹原市社会福祉協議会



そうだんしえんじぎょうしょ  
相談支援事業所

たけはらちいきしょうがいしゃせいかつしえん せいけい  
竹原地域障害者生活支援センター聖恵

〒729-2316

たけはらしただのうみなかまちさんちやうめ ほん ちやう  
竹原市忠海中町三丁目16番1号

でんわ 電話 (0846) 23-2450

ファックス FAX (0846) 23-2451

イーメール E-mail : seikatsushien-seikei@abeam.ocn.ne.jp

おも しんたいしょうがいぶんや  
主に身体障害分野



ちいきしえん  
地域支援センターまいらいふ

〒725-0021

たけはらしたけはらちやう ほん ち  
竹原市竹原町3567番地1

でんわ 電話 (0846) 24-6556

ファックス FAX (0846) 24-6558

イーメール E-mail : mylife@ch-jigyodan.jp

おも ちてきはつたつしょうがいぶんや  
主に知的発達障害分野  
(児童含む)



ちいきせいかつしえん さんろくご  
地域生活支援センター365

〒725-0012

たけはらしものちやう ほん ち  
竹原市下野町2402番地1

でんわ 電話 (0846) 22-7655

ファックス FAX (0846) 22-7656

イーメール E-mail : sien365@keisenkai.info

おも せいしんほけんふくしぶんや  
主に精神保健福祉分野



とくていそうだんしえんじぎょうしょ  
特定相談支援事業所

しょうがいのある方が、障害福祉サービスを利用したいときに相談する場所です。利用者やご家族の希望をお伺いしてサービス等利用計画を作成し、定期的にサービスの利用状況を確認します。

♥ 竹原地域障害者生活支援センター聖恵

(0846) 23-2450

♥ 地域支援センターまいらいふ

(0846) 24-6556

♥ 地域生活支援センター365

(0846) 22-7655

♥ 相談支援事業所フロントライン

070-7579-9971



いっばんそうだんしえんじぎょうしょ  
一般相談支援事業所

ちいきいこうしえん  
【地域移行支援】

しょうがいしゃしえんしせつ びやういん などを退所・退院した後の住まいや生活について相談できます。施設や病院と一緒に地域での生活について考えます。

ちいきていぢやくしえん  
【地域定着支援】

ひとりく ひとりを暮らしをする方などを対象に、地域生活で困ったことが起きた時に連絡が取れる体制を作っておき、緊急時に必要な支援を行います。

♥ 地域支援センターまいらいふ

(0846) 24-6556

♥ 地域生活支援センター365

(0846) 22-7655



きんきゅう  
緊急



ふくしそūdānmāどぐち まるごと福祉相談窓口（たけはらまるっと） せいかつこんきゅうしやじりつしえんじぎょう 生活困窮者自立支援事業

生活にお困りの方からの相談を受けています。例えば、「生活に困っている」「家賃を払えない」「仕事が見つからない」などの心配がある方へ、

- ・自立相談支援事業
- ・家計改善支援事業
- ・就労準備支援事業

などの支援を行っています。 電話（0846）21-8070

mail : takehara-sasaeai@eagle.ocn.ne.jp



たけはらししょうがいしゃぎゃくだいぼうし  
竹原市障害者虐待防止センター

障害がある方への虐待に関する通報や相談の受付を行っています。  
不安なことがあればご相談ください。 電話（0846）24-6007



たけはらしけんりりょうごしえん あいしょう  
竹原市権利擁護支援センター（愛称：たけさぼ）

認知症や障害などにより判断能力が十分でない人の権利が侵害されないよう、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために権利擁護に関する相談や支援を行います。

ふくし りょうえんじょじぎょう  
福祉サービス利用援助事業「かけはし」

判断能力の低下に伴い、福祉サービス利用や日常的な金銭管理などに不安がある方への支援を行っています。例えば、「生活費の計算が難しい」「通帳の管理が不安」という方へ、

- ・福祉サービスの利用援助
- ・日常生活における金銭管理のお手伝い
- ・通帳のお預かり

などの支援を行っています。



しょうがいじ しゃかみ しきゅうじぎょう  
障害児・者紙おむつ支給事業

在宅で生活する3歳から64歳までの障害のある方へ、紙おむつ給付支援を行っています。

ちょうかくしょうがい しかくしょうがい かた しえん  
聴覚障害・視覚障害の方への支援

聴覚障害のある方への手話奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣、  
視覚障害のある方への公の情報（広報等）や書籍等のテープ・  
CD・点字版の配布、貸出などを行っています。



〒725-0026 竹原市中央三丁目13番5号

電話（0846）22-5131 / FAX（0846）23-0084 E-mail : takesyakyo@mx51.tiki.ne.jp

おも しょうがいふくし しゅるい  
**主な障害福祉サービスの種類**

	サービス名	サービス内容
自宅及び外出の支援	居宅介護 (ホームヘルプ)	ヘルパーが家に来て、着替え、入浴、食事、部屋の掃除や洗濯などをお手伝いするサービスです。 
	重度訪問介護	ヘルパーが、重い障害のある人の家に来て、日常生活全般のお手伝いをするサービスです。見守りや外出のお手伝いもできます。 
	重度障害者等包括支援	重い障害のある人が生活するためのサービスを、医療機関とも連携して組み合わせて使うことができます。 
	居宅訪問型児童発達支援	重い障害があり、外出が難しい子どもの家に、専門のスタッフが来て、遊びなどを通して生活に必要なことを身につけられるよう、支援するサービスです。 
	行動援護	行動面の重い障害のある人のことをよくわかっているヘルパーがそばにいて、安心して外出し、活動できるよう、支援するサービスです。 
	同行援護	重い視覚障害のある人が、安心して外出し、活動できるよう、必要な支援をするサービスです。 
	移動支援 (地域生活支援事業)	ヘルパーと一緒に外出できます。 
泊るところ	短期入所 (ショートステイ)	家族に用事があるときなどに、施設に短期間泊ることができます。 
住むところ	施設入所支援	日常生活の支援を受けながら、施設で暮らすことができます。 
	共同生活援助 (グループホーム)	障害のある人たちが、アパートや家で一緒に暮らします。入浴、トイレ、食事の手伝いなどの日常生活の支援を受けることができます。 

	サービス名	サービス内容
療養	療養介護	重い障害のある人が、入院して医療的なケアを受けながら、日常生活の支援を受けることができます。 
日中活動	生活介護	施設で入浴、トイレ、食事などの介護、レクリエーション、作業など日中活動の支援を受けることができます。 
	日中一時支援 (地域生活支援事業)	家族に用事があるときに、施設を日帰りで利用することができます。 
	地域活動支援センター (地域生活支援事業)	障害のある人が、レクリエーションなどの日中活動に参加したり、相談をしたりすることができます。 ゆっくり過ごしたい人も利用できます。 
日中活動	児童発達支援	発達に課題のある就学前の子どもが、個別やグループで遊びなどを通して、生活に必要なことを身につけます。 
	医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能に障害のある子どもが、遊びなどを通して、必要なことを身につけたり、治療を受けたりします。 
	放課後等デイサービス	発達に課題のある学齢期の子どもが、放課後や長期休暇中を通して、生活に必要なことを身につけます。 
	保育所等訪問支援	訪問支援員が保育所などに訪問し、発達に課題のある子どもが、集団生活へ適応できるように支援するサービスです。 
訓練	自立訓練 (機能訓練)	身体障害のある人が、一定期間生活に必要なことを身につける訓練を受けることができます。 
	自立訓練 (生活訓練)	知的・精神障害のある人が、一定期間生活に必要なことを身につける訓練を受けることができます。 

	サービス名	サービス内容
仕事に関する支援	就労移行支援	会社に就職するための訓練を受けることができます。仕事探しの相談をすることもできます。 
	就労継続支援A型 (雇用型)	就労継続支援A型事業所と雇用契約をして、働くことができ、会社に就職するための訓練を受けることができます。 
	就労継続支援B型 (非雇用型)	就労継続支援B型事業所で、支援を受けながら働くことができます。 
	就労定着支援	特定の障害福祉サービスを利用したあと、会社に就職した人が、就労によって生じる課題について、相談や支援を受けることができます。 
地域での暮らしの支援	自立生活援助	地域で一人暮らしをしている人の困りごとを聞いて、自分で解決できるように支援するサービスです。 
	地域移行支援	障害者支援施設や病院などを退所・退院した後の住まいや生活について相談できます。施設や病院と一緒に地域での生活について考えます。 
	地域定着支援	一人暮らしをする人などを対象に、地域生活で困ったことが起きた時に連絡が取れる体制を作っておき、緊急時に必要な支援を行います。 
	意思疎通支援 (地域生活支援事業)	《手話通訳者等の派遣》 聴覚に障害のある人などに手話のできる人などが会話のやりとりのお手伝いするサービスです。 
その他	日常生活用具 (地域生活支援事業)	障害のある人の日常生活の不便を和らげる用具の給付を受けることができます。 
	補装具	障害のある人の義手・義足・車椅子・補聴器など購入、修理をする際に、補装具費の支給を受けることができます。 
	自動車運転免許取得・改造助成	自動車運転免許の取得や自動車の改造にかかる費用の助成があります。 
	自立支援医療	精神通院医療と、更生医療と、育成医療があり、医療費の助成があります。1年に1度更新が必要となります。 
	重度障害者医療	重い障害のある人に医療費の助成があります。 





# 事業所との調整・サービス担当者会議



福祉サービス事業所との連絡調整をしたり、サービス担当者会議を開催し、本人および家族、サービス担当者と計画について話し合います。



サービス等利用計画 作成



支給決定に係る障害福祉サービス等の種類および内容等を記載したサービス等利用計画を作成します。



契約



個別支援計画 作成



サービス利用



個別支援計画 振り返り・変更



継続サービス利用支援

一定期間ごとにモニタリング

サービス等利用計画 変更

定期的に利用状況やニーズなどの確認をし、計画の見直しをしていきます。



## 障害福祉サービスの利用者負担について



区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護世帯	生活保護受給世帯の人	0円
低所得	市町村民税非課税世帯の人	0円
一般1 (児童)	市町村民税課税世帯 (所得割28万円未満)	4,600円 (通所, 居宅介護)
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割16万円未満)	9,300円 ※
一般2	上記以外	37,200円

※20歳以上の施設入所者及びグループホームの利用者を除く。

原則1割負担になります。実費がかかるものもあります。

サービス等利用計画作成の利用者負担はありません。

児童発達支援については、満3歳になって初めての4月1日から3年間、利用者負担が無料になります。



# たけはらししょうがいふくしかんけいじぎょうしょいちらん 竹原市障害福祉関係事業所一覧

れいわねん がつげんざい  
令和7年4月現在

サービスの種類	事業所名	所在地	電話番号 (市外局番0846)
居宅介護・移動支援・重度訪問介護	ホームヘルプサービスステーション竹の子クラブ	下野町1471番地2	22-9970
	聖恵ホームヘルプステーション	忠海中町三丁目16番1号	23-2377
	サンキ・ウェルビィ介護センター竹原	中央三丁目12番12号	23-5451
	ヘルパーステーションBee-Hive竹原ケアセンター	下野町3308番地	22-1588
居宅介護・移動支援・重度訪問介護 同行支援	ほのほの訪問介護事業所	中央三丁目13番5号	23-5185
居宅介護・移動支援・重度訪問介護 行動支援	訪問介護事業所くろたき	忠海中町三丁目13番1号	26-0928
居宅介護・重度訪問介護	ニチイケアセンター竹原みなとまち	港町三丁目2番1号	21-9021
自立訓練（生活訓練）	自立訓練事業所ツくサポ	西野町2080番地5	29-2346
共同生活援助	グループホームあゆみ・翼	下野町2402番地1	23-5388
	かむらざき	忠海東町二丁目10番1号	26-0310
	あさひグループホーム	下野町3356番地1	24-6012
就労継続支援A型	郷の駅塩町	塩町四丁目9番1号	22-6527
就労継続支援B型	虹工房	下野町2402番地1	22-2227
	作業所ゆうあい	港町三丁目2番1号 竹原流通センター内	22-2254
	ちゅうげい	忠海東町二丁目10番1号	26-0310
	ワークセンター吉名	高崎町357番地3	25-1926
生活介護 就労継続支援B型	荻竹	田ノ浦三丁目2番6号	22-4440
生活介護・短期入所 就労移行支援・就労継続支援B型 日中一時支援	多機能型事業所あさひ	下野町3356番地1	24-6012
(知的) 施設入所支援・生活介護（児童部は除く） 短期入所・日中一時支援	中国云南学園 第一成人部・第二成人部・児童部	忠海東町二丁目10番1号	26-0310
(身体) 施設入所支援・生活介護 短期入所・日中一時支援	リブウェル聖恵	忠海中町三丁目16番1号	26-1002
児童発達支援 放課後等デイサービス	テイサービスひろば	竹原町3567番地1	24-6557
地域活動支援センター	地域生活支援センター365	下野町2402番地1	22-7655

